

鹿児島大学 育児・介護支援 制度案内



鹿児島大学男女共同参画推進センター
(令和3年1月発行)

*最新版は男女共同参画推進センターホームページに掲載しています



妊娠・出産・育児期支援制度

種類	概要	取得可能期間等	男性取得可	常勤職員	非常勤職員	
					定時勤務	短時間勤務
					有給・無給	
①妊娠中の通勤緩和	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるため勤務しないことを承認する制度	勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内		○ 有給	○ 無給	○ 無給
②妊産婦の保健指導、健康診査	妊産婦である職員が保健指導・健康診査のため勤務しないことを承認する制度	妊娠中及び産後1年を経過しない期間		○ 有給	○ 無給	○ 無給
③妊娠中の休息、補食のための時間	妊娠中の職員が、休息し又は捕食するため勤務しないことを承認する制度	所定の勤務時間の始めから連続する時間又は終わりまで連続する時間		○ 有給	○ 有給	○ 有給
④妊産婦の業務軽減等	妊産婦である職員の業務を軽減し、又は軽易な業務に就かせることを認める制度	妊娠中及び産後1年を経過しない期間		○	○	○
⑤産前休暇	出産予定の女性職員が取ることができる休暇	分娩予定日から起算して6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内で、出産の日までの申し出た期間		○ 有給	○ 無給	○ 無給
⑥産後休暇	出産した女性職員の休暇	出産日の翌日から8週間(産後6週間経過し、就業希望する者で医師が支障ないと認めた期間を除く)		○ 有給	○ 無給	○ 無給
⑦配偶者出産に伴う入院の付添等休暇	職員の妻が産する場合、入院の付き添い等のために男性職員に与えられる休暇	入院する等の日から産後2週間を経過する日までのうち2日の範囲内	○	○ 有給	○ 有給	○ 有給
⑧夫の育児参加休暇	職員の妻が産する場合に当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合の休暇	出産予定日6週間前から(多胎妊娠は14週間)産後8週間の期間において5日の範囲内	○	○ 有給	○ 有給	○ 有給
⑨育児休業	3歳(非常勤職員は1歳)に満たない子を養育する場合、休業することができる制度(期間を定めて雇用される職員は、引き続き雇用された期間が1年以上あり、子が1歳6ヶ月に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること)	子が3歳に達するまで 非常勤職員は本人又は配偶者が育児休業並びに保育所に入所できない等、特に必要と認められる場合1歳を1歳6ヶ月まで、1歳6ヶ月を2歳までの期間とすることが可能	○	○ 無給	○ 無給	○ 無給
⑩育児部分休業	子を養育する職員が、勤務時間の短縮ができる制度	子が小学校就学の始期に達するまで 原則5時間45分の短時間勤務、又は、1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて2時間を超えない範囲内で30分単位で勤務時間の短縮	○	○ 勤務しない時間は減額	○ 勤務しない時間は減額	— (所定勤務時間が6時間以下の職員は不可)
⑪保育休暇	授乳等の保育のために取得できる休暇	子が1歳に達するまで 1日2回それぞれ30分以内(男性にあっては、それぞれ30分から配偶者が取得している時間を差し引いた時間)	○	○ 有給	○ 無給	○ 無給
⑫子の看護休暇	子を看護(予防接種、健康診断等を受けさせる場合を含む)するための休暇	子が小学校就学の始期に達するまで 1年において5日、子が2人以上の場合は10日の範囲内	○	○ 有給	○ 有給	○ 有給
⑬育児のための深夜勤務の制限	妊産婦である職員が請求した場合や子を養育する場合、深夜勤務(午後10時から午前5時までの)制限を受けることができる制度	子が小学校就学の始期に達するまで	○	○	○	○
⑭時間外勤務の制限	子を養育する場合、時間外勤務の制限を受けることができる制度	子が小学校就学の始期に達するまで 1月について24時間以内、1年について150時間以内 1回につき1ヶ月以上1年以内の期間	○	○	○	○
⑮所定外勤務の免除	子を養育する場合、所定外勤務の免除を受けることができる制度	子が小学校就学の始期に達するまで 1回につき1ヶ月以上1年以内の期間	○	○	○	○
⑯超過勤務及び休日勤務の免除	妊産婦である女性職員が請求した場合、超過勤務及び休日勤務が免除される制度	妊娠中及び産後1年を経過しない期間		○	-	-

【問合せ先】 各部局等の人事担当係

出産・育児休業に係る手当等について

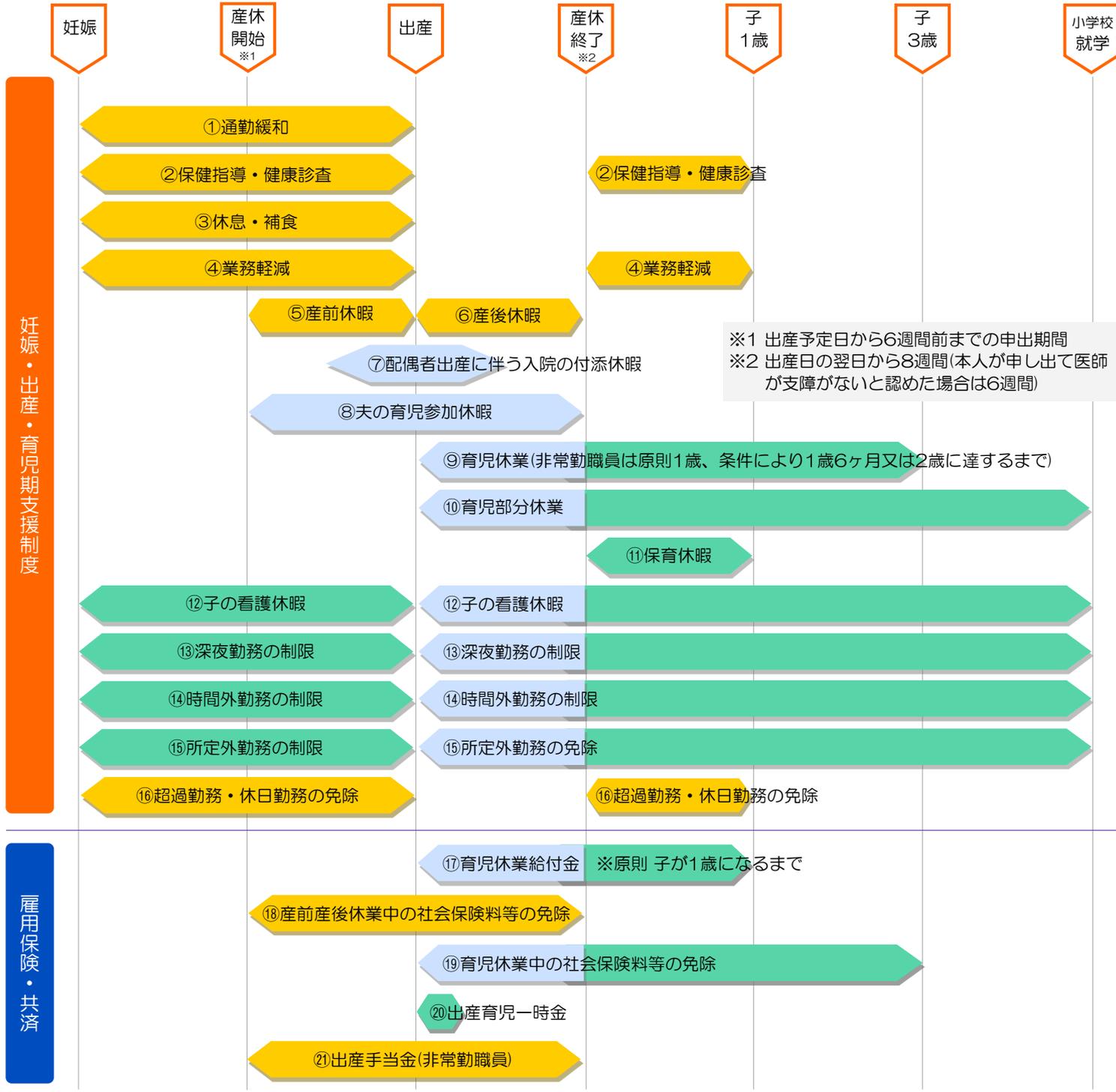
- | | | | | |
|--|--|--|---|---|
| <p>⑰育児休業給付金又は育児休業手当金
1歳又は1歳2ヶ月(パパママ育休プラス制度の場合)未満の子を養育する休業期間、保育園に入園できない場合は1歳6ヶ月(又は2歳)まで支給</p> | <p>⑱産前産後休業中の社会保険料等の免除
休業開始日の属する月から休業終了日の翌日が属する月の前月まで</p> | <p>⑲育児休業中の社会保険料等の免除
休業開始日の属する月から休業終了日の翌日の属する月の前月まで</p> | <p>⑳出産育児一時金
出産費42万円(産科医療保障制度に加入していない医療機関で出産した場合は、40.4万円)を支給</p> | <p>㉑出産手当金(非常勤職員)
産前休暇・産後休暇の期間を対象として給料の支払いをうけなかった場合に支給</p> |
|--|--|--|---|---|

【問合せ先】

育児休業給付金、社会保険料等免除、出産手当金(非常勤職員) 総務部人事課給与管理係 TEL 099-285-3350(内線 3350)
育児休業手当金、共済掛金免除、出産育児一時金 総務部人事課福利厚生係 TEL 099-285-7175(内線 7175)

妊娠・出産・育児期支援制度等取得可能期間一覧

● 女性 ● 男性 ● 女性・男性



※1 出産予定日から6週間前までの申出期間
 ※2 出産日の翌日から8週間(本人が申し出て医師が支障がないと認めた場合は6週間)

保育支援制度

本学では、教職員が緊急かつやむを得ず通常利用しているサービス以外の保育サービス(ベビーシッター、一時保育、病児・病後時保育)を利用した際の利用料の一部補助(1回の利用につき1,200円)を行っています。詳細は下記URLからご確認ください。

<p>【利用対象者】 本学の教職員(本学の社会保険加入者に限る)のうち、土日祝日での勤務、子の病気等により、緊急かつやむを得ず通常利用しているサービス以外の保育サービスを利用しなければならない方</p>	<p>【対象となる子どもの年齢】 0歳~中学校就学前まで</p> <p>【対象となるサービス】 利用者の負担額が1回につき1,200円以上のもの(個人間の契約に基づくものは除く)</p>	<p>【支援内容】 1回の利用につき1,200円を補助</p> <p>【支援の上限】 同一世帯に対しては、1ヶ月に4回まで。また、年間36,000円まで。</p>
---	---	---

* 保育支援制度の詳細はこちら → <https://www.kagoshima-u.ac.jp/atsuhime/post-4.html#hoikusien>

【問合せ先】
 総務部人事課男女共同参画企画係 TEL 099-285-3012(内線 3012)



学内保育園

さつつん保育園(郡元キャンパス)

- 利用対象者
本学職員の子で、0歳児(生後57日以上)から小学校就学前の乳幼児
- 保育時間
月曜日～金曜日 7:30～18:30(19:30まで延長可)
土曜日、日曜日、祝日及び本学が指定する休日(夏季・冬季休業等)休園
- その他の保育
 - ◎一時保育(7:30～19:30の間で5時間以上)、200円/30分
緊急又は特別な事情(本学の職員の疾病、冠婚葬祭、介護等)の理由で乳幼児の保育が困難な場合に一時的に預かります。
 - ◎病後児保育(7:30～18:30)、3,000円/日
医師による疾病の診断があり回復期にあることの証明がある場合、他の乳幼児との集団生活が困難な時期にその乳幼児を一時的に預かります。

【問合せ先】総務部人事課安全衛生・服務係
TEL 099-285-3637(内線 3637)

さくらっ子保育園(桜ヶ丘キャンパス)

- 利用対象者
本学職員の子で、0歳児(生後8週間以上)から2歳(利用する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に3歳に達し最初の3月31日まで)の乳幼児
※一時保育は、本学職員の子で、0歳(生後8週間以上)から小学校就学前の乳幼児まで
- 保育時間
月曜日～土曜日 7:00～19:00(21:00まで延長可)
水曜日・木曜日(終夜保育19:00～翌日7:00)
日曜日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)休園
- その他の保育
 - ◎一時保育(7:00～21:00)、200円/30分
緊急又は特別な事情(本学の職員の疾病、冠婚葬祭、介護等)の理由で乳幼児の保育が困難な場合に一時的に預かります。
 - ◎病後児保育(7:00～19:00)、3,000円/回
医師による疾病の診断があり回復期にあることの証明がある場合、他の乳幼児との集団生活が困難な時期にその乳幼児を一時的に預かります。

【問合せ先】鹿児島大学病院総務課労務管理係
TEL 099-275-6695(内線 6695)

介護支援制度

種類	概要	取得可能期間	非常勤職員		
			常勤職員	定時勤務	短時間勤務
			有給・無給		
①介護休業	要介護者(2週間以上にわたり、常時介護を必要とする家族)を介護する職員に与えられる制度 ※家族とは、配偶者、父母、子及び配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹等)	要介護者1人につき、要介護状態ごとに通算184日間の範囲内(非常勤職員は通算93日間の範囲内)で、3回を上限として職員が申請した期間	○ 無給	○ 無給	○ 無給
②介護部分休業	要介護者を介護する職員が、勤務時間の短縮の措置を受けることができる制度	要介護者1人につき、介護休業とは別に利用開始から3年間まで可 1日の所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日のうち連続した4時間以内(1時間を単位)まで	○	○	○
③介護休暇	家族の介護その他の世話をする職員が介護等をおこなうために取ることができる休暇	1年において5日、要介護状態の家族が2人以上の場合は10日の範囲内	○ 有給	○ 有給	○ 有給
④介護のための深夜勤務の制限	要介護者を介護するために請求した場合、深夜勤務(午後10時から午前5時までの勤務)の制限を受けることができる制度	1回につき1ヶ月以上6ヶ月以内	○	○	○
⑤介護のための時間外勤務の制限	要介護者を介護するために請求した場合、時間外勤務の制限を受けることができる制度	1回につき1ヶ月以上1年以内 1月について24時間以内、1年について150時間以内	○	○	○
⑥介護のための所定外勤務の免除	要介護者を介護するために請求した場合、所定外勤務の免除を受けることができる制度	1回につき1ヶ月以上1年以内	○	○	○

【問合せ先】各部局等の人事担当係

介護休業に係る手当等について

介護休業者は雇用保険より介護休業給付金、又は共済組合より介護休業手当金が支給されます。
*支給期間は介護休業開始の日から3ヶ月を超えない範囲

【問合せ先】

介護休業給付金 総務部人事課給与管理係 TEL 099-285-3350(内線 3350)
介護休業手当金 総務部人事課福利厚生係 TEL 099-285-7175(内線 7175)

妊娠・出産・育児のとき

? 妻がもうすぐ出産です。
付き添ってあげたいのですが…

! 出産付添休暇
【対象】 出産する配偶者がいる男性職員
【期間等】 入院する等の日から当該出産の日後2週間を
経過する日までのうち2日の範囲内

? 妻が出産するので
上の子の面倒をみたいのですが…

! 育児参加休暇
【対象】 配偶者の出産に係る子又は小学校就学の始期に
達するまでの子を養育する男性職員
【期間等】 配偶者の産前・産後の期間において5日の範囲内

? 妻ばかりでなく、
僕も育児に参加したいのですが…

! 育児休業
【対象】 3歳(非常勤職員は原則1歳6ヶ月又は2歳に
達するまで)に満たない子を養育する職員。ただし、
期間を定めて雇用されるについては、引き続き
雇用された期間が1年以上あり、子が1歳6ヶ
月に達する日を越えて雇用が見込まれる者
【期間等】 子が3歳に達するまで(非常勤職員は原則1歳、
条件により1歳6ヶ月又は2歳に達するまで)

? 育児のために勤務時間を
短縮したいのですが…

! 育児部分休業
【対象】 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する
職員
【期間等】 子が小学校就学の始期に達するまで

? 子どもの看病をしたいのですが…
妻に替わってワクチンの接種に連れていきたいの
ですが…

! 子の看護休暇
【対象】 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する
職員
【期間等】 子が小学校就学の始期に達するまで
1年において5日、その子が2人以上の場合は
10日の範囲

? 子どもの保育園の送迎を
したいのですが…

! 保育休暇
【対象】 1歳に満たない子を養育する職員
【期間等】 子が1歳に達するまで
1日2回それぞれ30分以内(男性職員はそれぞれ
30分から配偶者の取得時間を差し引いた時間)

? 子どもが小さいので、
遅くまで働けないのですが…

! 深夜勤務、時間外勤務の制限及び所定外勤務の免除
【対象】 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する
職員
【期間等】 子が小学校就学の始期に達するまで
時間外勤務の制限(1月24時間以内、1年150
時間以内)

介護が必要なとき

? 父が介護状態になり、母だけでは介護できません。
一緒に介護していきたいのですが…

! 介護休業
【対象】 要介護状態にある対象家族を介護する職員
【期間等】 対象家族1名につき要介護状態ごとに通算184
日の範囲内(非常勤職員は通算93日)で、3回を
上限として職員が申請した期間

? 母が介護状態になり、
必要なときに世話をしたいのですが…

! 介護休暇
【対象】 要介護状態にある対象家族の介護、その他の
必要な世話をする職員
【期間等】 1年において5日、2人以上の場合は、10日の
範囲内

? おばあちゃんが介護状態になり、
母と私で交代しながら介護したいのですが…

! 介護部分休業
【対象】 要介護状態にある対象家族を介護する職員
【期間等】 対象家族1人につき介護休業とは別に利用開始
から3年間まで可

? 子どもにしばらく介護が必要で、
遅くまで働けないのですが…

! 深夜勤務、時間外勤務の制限
【対象】 要介護状態にある対象家族を介護する職員
【期間等】 承認された期間
時間外勤務の制限(1月24時間以内、1年150
時間以内)

研究支援員制度は、妊娠、育児、介護、看病等期(ライフイベント期)の研究者の研究活動を補助するため、学部学生、大学院学生、大学院課程修了者等を研究支援員として配置することによって、ライフイベント期における研究の進展を図り、キャリア継続・形成を支援するものです。詳細は下記URLからご確認ください。

【申請資格等】

本学の研究者で、次の各号のいずれかの事由により十分な研究時間を確保できない方とします。
ただし、産前・産後休暇、育児休業又は介護休業中にある方を除きます。

- (1) 本人又は配偶者(届け出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が妊娠中の方
- (2) 中学3年生までの子を養育している方
- (3) 要支援又は要介護の認定を受けている家族の介護をしている方
- (4) 病気(難病、重病、障害など)の家族の看護をしている方
- (5) その他前各号に準ずるライフイベント期における事情がある方

【支援員の業務内容】

研究者の研究活動に必要な実験補助、研究データの解析、統計処理、文献調査、発表資料作成等の研究補助業務に限ります。

【支援員の配置期間】

前期5か月以内(5月～9月)、後期6か月以内(10月～3月)となります。

※突発的に左記「申請資格等」に該当する事情が生じ、研究支援員制度に申請できなかった場合、「教員業務短期支援員制度」が利用できます。制度の詳細は総務部人事課男女共同参画企画係までお問合せください。

* 研究支援員制度の詳細はこちら → <https://www.kagoshima-u.ac.jp/atsuhime/research-assistant.html>

【問合せ先】

総務部人事課男女共同参画企画係 TEL099-285-3012(内線 3012)



メンター制度は、一定の職務経験等を有するメンターが必要な助言等を行うことによって、メンティのキャリア形成・継続支援を図ることを目的としたものです。詳細は下記URLからご確認ください。

【メンター(支援者)】

メンターとなることを承諾した教員及び附属病院の医員

【メンティ(相談申込者)】

本学の研究者及び、大学院生

* 研究者：教員・研究員・附属病院医員・研修医等

【相談内容の例】

- ・研究とライフイベント(結婚・妊娠・子育て・介護等)との両立について
- ・自己のキャリアを形成していくための方法(授業・学生指導・留学・外部資金獲得等)について

など

* メンター制度の詳細はこちら → <https://www.kagoshima-u.ac.jp/atsuhime/menter-seido.html>

【問合せ先】

総務部人事課男女共同参画企画係 TEL099-285-3012(内線 3012)



問合せ先一覧

内 容	窓 口	連 絡 先
出産・育児・介護関連制度 特別休暇、その他人事に関すること	各部局総務(人事)担当係	
育児休業給付金・介護休業給付金・出産手当金 社会保険料等の免除(非常勤職員)	総務部人事課給与管理係	099-285-3350 内線：3350
育児休業手当金・介護休業手当金 出産育児一時金・共済掛金免除	総務部人事課福利厚生係	099-285-7175 内線：7175
さつつん保育園	総務部人事課安全衛生・サービス係	099-285-3637 内線：3637
さくらっ子保育園	鹿児島大学病院総務課労務管理係	099-275-6695 内線：6695
保育支援制度 研究支援員制度 メンター制度	総務部人事課男女共同参画企画係	099-285-3012 内線：3012

【参考】・男女共同参画推進センターホームページ <https://www.kagoshima-u.ac.jp/atsuhime/>
・総務部人事課ホームページ(学内限定) <http://hp.kuas.kagoshima-u.ac.jp/jimu/bu02/ka03/>